

名古屋市健康福祉局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

韓国産養殖活うなぎの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりオフロキサシン（0.09 ppm）を検出し、食品衛生法第11条第2項に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第2項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	養殖活うなぎ
届出数量	122 カートン 2.44 トン
輸出国	韓国
産地又は製造者	韓国
輸入者	株式会社 三豊 愛知県名古屋市名東区一社3 - 96
届出先	関西空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成23年12月16日
輸入届出受付番号	第 63007650971 号 1 欄
検査結果	オフロキサシン（0.09 ppm）検出
違反確定日	平成23年12月26日